

○稲城市立公民館主催講座企画募集要綱

平成14年4月1日

教育長 決裁

改正 平成26年5月1日

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市立公民館（以下「公民館」という。）が生涯学習の振興援助のため主催講座として実施する講座等の企画を広く市民から募集し、市民の社会教育活動、芸術・文化活動その他の生涯学習活動の振興を図るために、当該募集の方法及び企画の審査、採用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(募集)

第2条 公民館は、主催講座として実施する講座、講演会その他の事業（以下「講座等」という。）の企画を広く市民から募集する。

2 募集の時期及び期間については、稲城市立公民館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(募集講座の公表)

第3条 企画を募集する講座等の分野は、社会教育活動及び芸術・文化活動その他生涯学習活動の振興に資するもののうちから、公民館運営審議会の意見を聴いて、館長が決定し、公表する。

(資格)

第4条 講座等の企画を提案する者（以下「提案者」という。）は、稲城市に在住、在勤又は在学の個人又は団体であって、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 提案者全員が満16歳以上であること。
- (2) 他の公的機関又は団体から助成を受けていないこと。
- (3) 営利又は政治若しくは宗教活動を主たる目的とする団体並びに公益を害する団体でないこと。
- (4) 法人又はそれに準ずる団体ではないこと。ただし、特定非営利法人を除く。
- (5) 全国組織などの支部的性質を有する団体ではないこと。

(事業の範囲)

第5条 提案する事業の範囲は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市民を対象とする講座又は講演会であること。
- (2) 特定の営利又は政治若しくは宗教活動の広報となる内容でないこと。
- (3) 広く市民が関心を持ち、15人以上の参加が見込める内容であること。
- (4) 参加費は、講座に必要な教材費等を除き無料とすること。
- (5) 提案者が属する団体等の構成員が講師となる事業でないこと。
- (6) 年5回以内の学習計画であること。
- (7) 講座に係る講師謝礼等は、市の予算の範囲内とすること。

(提出)

第6条 提案者は、稲城市立公民館主催講座企画提案書（別記様式。以下「提案書」という。）に必要な事項を記入し、館長が定める募集期間内に公民館に提出する。

(報告)

第7条 館長は、前条の規定によって提出された提案書を、公民館運営審議会において報告する。

(意見具申)

第8条 公民館運営審議会は、前条の報告があったときは、当該報告に係る提案の内容が社会教育活動及び芸術・文化活動その他の生涯学習活動の振興に資する企画であることその他第5条の規定に該当する企画であることについて審議し、館長に対して意見を述べることができる。

(決定)

第9条 館長は、予算の範囲内において講座等の企画を決定する。

2 館長は、前項の決定をしたときは、提案者に対して講座等の企画を採用する旨の通知をしなければならない。

(採用回数)

第10条 主催講座として採用する講座等の企画提案は、1人または1団体につき年1回までとする。ただし、類似した内容の連続した提案採用は2回を限度とする。

(提案者の役割)

第11条 館長が主催講座として実施することを決定した講座等の企画提案者は、

募集定員及び募集状況に関わらず、当該講座等に参加できるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。